

地域ビジネス創出事業（仮称：ブランディングアカデミー開催）業務委託仕様書

1 業務名

地域ビジネス創出事業（仮称：ブランディングアカデミー開催）業務委託

2 業務の目的

起業を目指す人、起業して間もない人、第二創業を行おうとする人などを対象に、短期集中型講座の開催を通じて、

- ・ 事業計画、経営改善、商品企画などの立案、分析、演習による経営能力及びマネジメント能力の向上
- ・ 経営安定化のノウハウの習得、持続可能な事業モデルの構築
- ・ 企業のブランド力向上を实践できる人材の育成

を目的としつつ、新たな市内ブランドの確立、シティプロモーションの創出を目指す。

3 業務の内容

各業務の内容は、以下のとおりとし、実施にあつては、市と協議すること。

(1) 短期集中型講座の内容

① ブランディングセミナー

持続可能な事業モデルの構築において必要不可欠な企業ブランディングや商品企画、販売戦略を学ぶプログラムを实践する。

② 制約条件理論（TOC）セミナー

最小の努力で最大の効果をあげることを原理原則とし、業績向上を目的とした、効果的な業務フローの改善を学ぶプログラムを实践する。

③ チームビルディングセミナー

ビジネスを成長させる組織の人材育成やマネジメントの考え方や手法を学ぶプログラムを实践する。

④ マネジメントゲーム（MG）

損益計算書と貸借対照表を読み取る力を養い経営に活かすシュミレーションゲーム及びMQ会計を用いた事業計画策定と事業戦略を学ぶプログラムを实践する。

⑤ 進捗管理・伴走支援

商品企画やテストマーケティングなど参加者の状況に応じた伴走支援及びメンタリングを行うとともに、目標の達成状況等の進捗管理・調査を行う。

⑥ ビジネスマッチング

県内外で活躍する経営者等との交流を行う機会を提供する。

(2) 仮称：ブランディングアカデミーの運営

① 参加対象者

起業を目指す人、事業承継を希望する人、第二創業を行おうとする人、地域おこし協力隊員などでかつ市内で事業を興そうと意欲が高い人

② 参加者条件

ア 新たな市内ブランドの確立やシティプロモーションの創出に高い意欲を持っていること。

イ 市内で事業を実施する見込みがあること。(実現性が高いこと。)

ウ 受講成果や途中経過を公表または発表すること。

エ テキスト代等主催者が求める費用を納入できること。

③ 参加者数

10人程度

④ 開催日数

10日程度

⑤ 開催会場

受託者において確保すること。会場の選定にあつては、参加しやすさや過ごしやすさなどを考慮すること。

⑥ 参加者負担

テキスト代、昼食代、交流会費については、実費徴収することができる。その場合、徴収額については、市と協議すること。

⑦ 参加者の募集

受託者において、SNS等の各種媒体等を活用し、効果的な周知、広告、募集に努めること。

⑧ 参加者の決定

参加者の経歴や志望理由、意欲などを総合的に勘案し、選考する。

4 業務期間

契約締結の日から令和7年3月31日(月)

5 業務管理

本業務が適切に運営されていることが確認できるよう、受託者は以下の書類を作成し、提出するとともに、委託者に随時、業務状況を共有すること。

(1) 事業実施計画書

本業務を円滑に実施できるよう必要な各工程の基本的方針を定め、計画、準備を行うとともに、事業計画書及び工程表を委託者に提出するものとする。

(2) 進捗報告会議

受託者は本業務の実施状況を報告書にまとめ、協議のうえ実施時期を定めた進捗報告会議を開催すること。

(3) 事業成果の分析

本事業における成果として経済的効果や期待値などを分析すること。また、課題を分析し、当市における地域ビジネスの創出及び起業支援のあり方について分析し助言すること。

6 再委託の取り扱い

受託者はこの契約における業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。

ただし、業務の一部についてあらかじめ委託者の了承を得た場合には、この限りではない。

7 成果品（実績報告書）の提出・帰属

(1) 受託者は、業務終了後、速やかに次の成果品を提出すること。

① 本業務についての実施報告書・・・2部

② ①の電子データ・・・・・・・・・・・・・・1部

(2) 成果品の納入場所

一関市商工労働部起業支援室

(3) 成果品の帰属

本業務に関する一切の成果は、委託者に帰属するものとする。

8 その他

(1) 本業務の遂行のために必要となる受託者の人件費、旅費及び印刷製本費その他一切の経費は、委託金に含まれることとする。

(2) 本仕様書に定めがない事項及び作業に関して疑義が生じたときは、委託者と速やかに協議を行い決定するものとし、委託者の指示に従うこと。

(3) 本業務に従事するものは、常に細心の対応及び好感の保持につとめ、不名誉、不適切となるような行為をしてはならない。

(4) 本業務に従事する者は、忠実に業務に専念し業務上知ることのできた秘密は、従事期間及び離職後これを他に漏らしてはならない。

(5) 個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利や利益を侵害することのないよう、別記個人情報取扱特記事項に基づき個人情報を適正に扱うこと。

(6) 事業実施にあたっては、必要に応じて、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を講じるとともに、ウェブ等も活用すること。

別紙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者の情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報及び死者の情報（以下「個人情報等」という。）を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(保有の制限)

第3 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報等を取得し、又は作成するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報等の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報管理責任者等)

第5 受託者は、この契約による業務における個人情報等の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び当該業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、書面により委託者に報告しなければならない。

2 受託者は、個人情報管理責任者及び従事者を変更する場合は、書面によりあらかじめ委託者に報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、本個人情報取扱特記事項に定める事項を適切に実施するよう、従事者を監督しなければならない。

4 従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、本個人情報取扱特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(個人情報等の持出しの禁止)

第6 受託者は、委託者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第7 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 受託者は、委託者の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため委託者から提供を受けた個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の承諾)

第9 受託者は、この契約による個人情報等を取り扱う業務については、自ら行うものとし、委託者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。再委託した業務を更に委託する場合も同様とする。

2 受託者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して

処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託したい旨を委託者に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合において、受託者は再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理、監督の方法及び方法について、具体的に定めなければならない。

5 受託者は、再委託先に業務を委託した場合は、その履行状況の管理及び監督をするとともに、委託者の求めに応じて、管理及び監督の状況を委託者に対して適宜報告しなければならない。

(資料等の返還)

第10 受託者は、この契約による業務を行うため委託者から提供を受け、又は委託者自らが取得し、若しくは作成した個人情報等が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第11 受託者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報等をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと、個人情報等の取扱いに従事する者が遵守すべき事項その他個人情報等の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査等)

第12 委託者は、受託者がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報等の状況について、随時調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(事故発生時の対応)

第13 受託者は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生する恐れがあることを知った場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

2 委託者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。